

2021年度③

# 刑 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 刑 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ 次の【事例】を読み、甲の罪責について、以下の〔設問〕に答えなさい(特別法違反の点は除く)。

### 【事例】

- (1) 甲は、Aを殺害するため、睡眠薬をAに飲ませてAを眠らせた上で、有毒ガスを用いて自殺に見せ掛けてAを殺害することを計画した。甲の計画は、自車でA方に行き、ワインに混ぜた睡眠薬をAに飲ませてAを眠らせた後、直ちに自車に戻って車内に置いておいた有毒ガス発生のための薬剤等を取った上で、再度A方に赴いて有毒ガスを発生させ、これをAに吸入させてAを殺害するというものであった。
- (2) 甲は、前記計画を実行するため、自車内に有毒ガス発生のための薬剤等を置いたまま、ワインと睡眠薬を持ってA方に行った。なお、甲が自車内に置いていた有毒ガス発生のための薬剤等は致死量の有毒ガスが発生する程度の量であった。甲は、A方において、Aがトイレに行った際に、睡眠薬をAのグラス内のワインに混入した。Aは、そのワインを飲み干し、間もなく、睡眠薬の影響で眠り込んだ。甲は、計画どおり有毒ガス発生のための薬剤等を取りに行くために自車に戻ろうとしたが、急にAを殺害することが怖くなり、有毒ガスを発生させることを止めた。
- (3) Aは、覚醒することなく、甲がA方から立ち去った数時間後に、急性心不全で死亡した。Aには、A自身も認識していなかった特殊な心臓疾患があり、Aは、睡眠薬の摂取によって同疾患が急激に悪化して、急性心不全に陥ったものであった。Aに同疾患があることについては、一般人は認識できず、甲もこれを知らなかった。
- (4) 本件で甲がAのワインに混入した睡眠薬は、病院で処方される一般的な医薬品であった。その混入量は、確実に数時間は目を覚まさない程度ではあったが、Aの特殊な心臓疾患がなければ、生命に対する危険性は全くないものであった。ま

た、甲も、本件で混入した量の睡眠薬を摂取しても、Aが死亡することはないと  
思っていた。

〔設問〕 Aが睡眠薬を摂取して死亡したことについて、甲に殺人既遂罪は成立しない  
という結論を前提に、その結論を導くために必要な理論を示しつつ、甲の罪責  
を論じなさい。

II 次の【事例】を読み、以下の設問に答えよ。

【事例】

甲・乙は暴力団P組の組員であり、かねてよりQ組と対立関係にあった。甲・乙はQ組幹部のVを覚醒剤取引の目的で呼び出し、覚醒剤を奪って殺害する計画を立てた。

甲と乙が立てた計画は、まず甲がVを呼び出しXホテル309号室で待たせる。そこに甲が行ってVに嘘を申し向けるなどして覚醒剤を手に入れる。そのまま甲は覚醒剤を持ってホテルから脱出し、309号室の向かいの303号室に潜んでいた乙は、甲が立ち去ったのち309号室に入りVを殺害する、というものであった。

当日、甲はVを呼び出すことに成功し、Vは覚醒剤を持ってXホテル309号室に入った。そこに甲が行き、Vに対して「買い手が向かいの303号室で待っている。覚醒剤の質を確認して、納得したものであったら金を払うと知っている」と告げた。それに対してVは「先に金を受け取ってからでないと覚醒剤は渡せない」などといってしばらく問答を続けていたが、最終的にVは甲に対して、「わかった、ならこれをあなたに預ける。」といて覚醒剤を甲に渡した。①甲は覚醒剤を持って309号室を出て、303号室に待機していた乙に声をかけ、ホテルから立ち去った。

乙は甲がホテルを出たのを確認したのち、309号室に入ったところ、Vは乙に「誰やお前は。甲の仲間か。覚醒剤返すか、金払うかどっちや!」といったところ、乙はポケットから拳銃を取り出し、②殺意をもってVに向けて5発発射し、その場を立ち去った。

Vはこのような取引をする際には命の危険があることから、防弾チョッキを着用しており、重傷を負ったが一命はとりとめた。

〔設問〕

以上の事例における甲・乙の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい(特別法違反の点は除く)。

なお、検討に当たっては、下線部①、下線部②のそれぞれについて何罪が成立するかを論じた上で、両者の罪数関係を論じること。